

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会（第1回）

議 事 次 第

日時：令和6年7月9日（火）
（オンライン開催）

1 開 会

2 議 事

議案1

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会の設置及び事業計画・
予算の承認について

【配布資料】

- (1) 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会委員設置要綱（案）
- (2) 東京味わいフェスタ 2024 事業計画（案）
- (3) 東京味わいフェスタ 2024 予算（案）
- (4) 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務規程（案）
- (5) 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会財務規程（案）
- (6) 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会業者等選定委員
設置要綱（案）

東京味わいフェスタ2024実行委員会設置要綱（案）

（設置目的）

第1条 東京産の農林水産物やこれを用いた料理、時代を超えて受け継がれてきた伝統文化など、東京の多彩な魅力を国内外に発信することを目的としたイベント「東京味わいフェスタ2024（以下「フェスタ」という。）」を円滑に運営するため、東京味わいフェスタ2024実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）フェスタの企画に関する事
- （2）フェスタの広報に関する事
- （3）フェスタの実施に関する事
- （4）フェスタの事業成果の総括に関する事
- （5）その他設置目的を達成するために必要な事項

（議決事項）

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- （1）事業計画の策定及び事業報告の承認に関する事
- （2）予算の編成及び決算の承認に関する事
- （3）賠償問題に関する事
- （4）その他フェスタ運営に関する事項

（委員）

第4条 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（任期）

第5条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

- 2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

（委員長・議決等）

第6条 委員長は一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会代表者をもって充てる。

- 2 委員長は必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 実行委員会の議長は委員長があたり、委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がこれにあたる。
- 7 委員または事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（監事）

第7条 委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、委員会の収入及び支出の処理が完了した後、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（事務局の設置）

第8条 委員会の事務を処理するため、東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局安全安心・地産地消推進担当部長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

（経費）

第9条 実行委員会の運営に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

（解散）

第10条 実行委員会は、フェスタが終了した後に開催される実行委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

（規程等）

第11条 実行委員会における事務規程及び財産規程については、実行委員会において定めるものとする。

(その他)

第 12 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。

東京味わいフェスタ2024_実行委員会構成員

【別表1】東京味わいフェスタ2024実行委員会委員

実行委員長	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 業務執行理事	1 服部 謙一
実行委員	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 都市運営・プロモーション部会 部会長	2 田中 成明
〃	三菱地所株式会社 コンテンツビジネス創造部長	3 小林 京太
〃	三井不動産株式会社 日比谷街づくり推進部事業グループ 統括	4 高松 真希
〃	株式会社東京国際フォーラム 事業推進部長	5 佐藤 麻紀子
〃	東京ガス株式会社 地域共創カンパニー 東京支社長	6 馬場 敏
〃	千代田区 環境まちづくり部長	7 藤本 誠
〃	千代田区 地域振興部長	8 印出井 一美
〃	江東区 地域振興部長	9 市川 聡
〃	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部長	10 市川 剛
〃	東京都漁業協同組合連合会 専務理事	11 塚本 亨
〃	東京都建設局 道路管理部長	12 上田 貴之
〃	東京都保健医療局 食品医薬品安全担当部長	13 早乙女 芳明
〃	東京都産業労働局 商工部長	14 阿部 泰之
〃	東京都産業労働局 観光部長	15 江村 信彦
〃	東京都産業労働局 農林水産部長	16 榎園 弘

【別表2】東京味わいフェスタ2024実行委員会 監事

監事	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 都市整備部会 副部会長	1 小池 豊
〃	東京都産業労働局 総務部企画調整課長	2 植野 史央

【別表3】東京味わいフェスタ2024実行委員会 事務局

事務局長	東京都産業労働局 安全安心・地産地消推進担当部長	1 田代 純子
事務局	東京都産業労働局 総務部産業政策専門課長	2 福澤 恵子
〃	東京都産業労働局 農林水産部団体経営改善推進担当課長	3 渡辺 忠行
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課統括課長代理(管理担当)	4 片山 則子
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課課長代理(事業推進担当)	5 亀田 晴子
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課主任(農林水産施策推進担当)	6 松岡 麗奈

東京味わいフェスタ2024 事業計画（案）

TASTE of TOKYO 東京味わいフェスタ2024 開催目的

多彩な東京産食材の存在と魅力を国内外へ広く発信。
東京産食材の需要を喚起し消費拡大を目指す。

イベントロゴ

基本形 01/ 縦組み



基本形 02/ 横組み



実施概要（案）

実施日時：10月25日(金)、26日(土)、27日(日)

会 場：丸の内（行幸通り、丸の内仲通り）

日比谷（日比谷仲通り、東京ミッドタウン日比谷、日比谷シャンテ）

有楽町（東京国際フォーラム 地上広場）

豊 洲（がすてなーに ガスの科学館海側特設会場）

実施内容：＜東京産食材等を使った「味」を楽しむ＞

- ✓キッチンカー・テントで東京産食材を使用したメニュー出店
- ✓東京産の農産物や名産品を販売するマルシェやPRブースの展開
- ✓開催地域内の飲食店によるイベント限定メニューの提供
- ✓東京産食材の魅力を来場者や幅広い層に訴求するワークショップイベント
- ✓東京の農林水産に係る体験メニューの提供 等

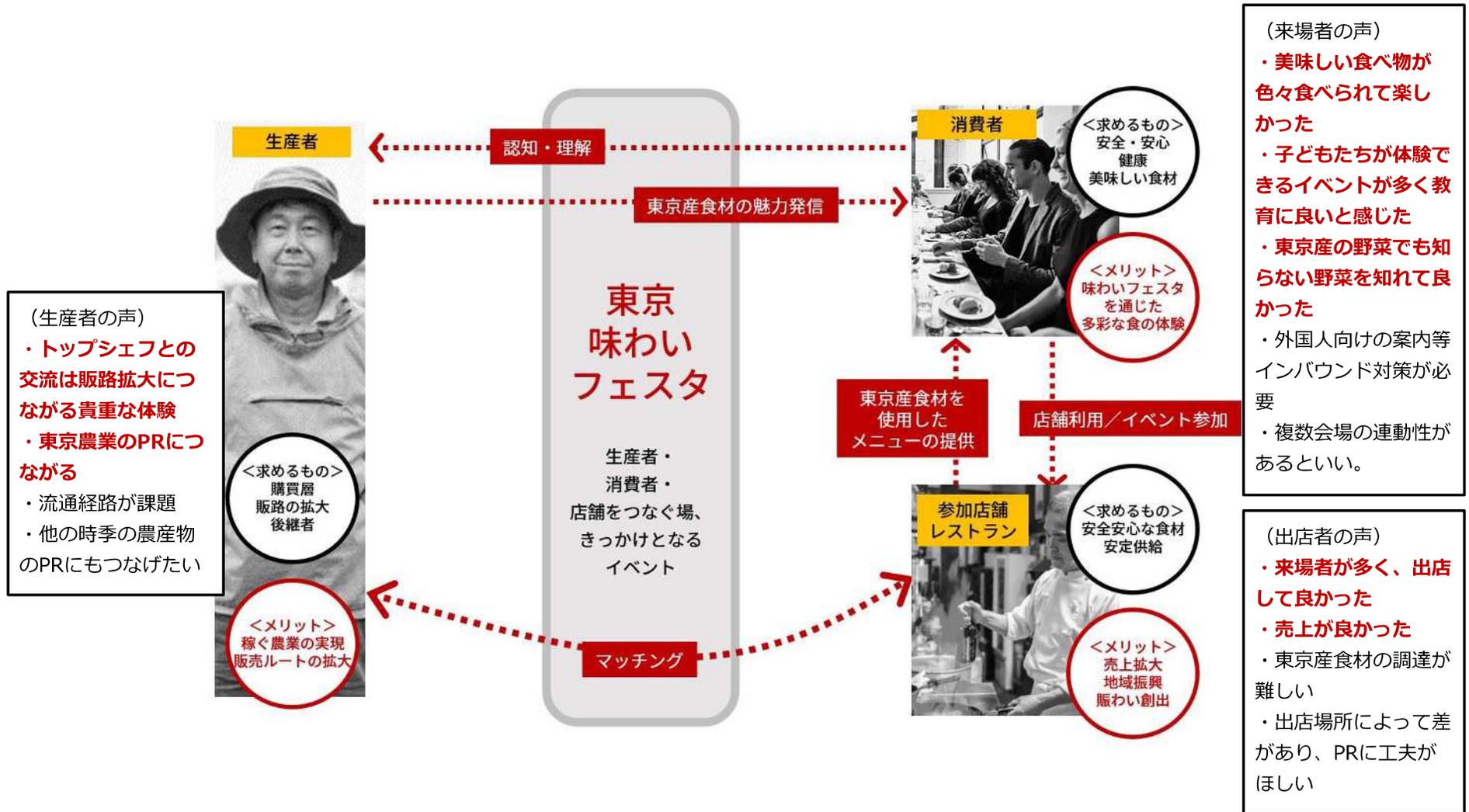
今年度の重点取組

- ・映像機器の活用による各会場の回遊性の強化
- ・近隣店舗、商店街との連動キャンペーン
- ・東京の市町村のアンテナショップの物販エリアの展開



▲過年度の様子

(参考) 東京味わいフェスタが実現すること



(参考資料)



丸の内エリア 企画書 (案)

2024年7月9日

1 TASTE of TOKYO 東京味わいフェスタ2024 丸の内エリア概要

実施日時：10月25日(金)～27日(日) 各日11:00～17:00

実施場所：行幸通り・丸の内仲通り

実施内容：■メディアセッション（東京観光大使、ミズとうきょう農業、ミズとうきょう林業、ミスターとうきょう漁業登壇予定）

■キッチンカー・テントでのドリンク・料理提供（東京産食材）

・丸の内エリアの名店が出店！東京産食材キッチンカー

・イベント限定！人気キッチンカーの東京産食材メニュー※丸の内エリア外から出店

■東京産食材マルシェ

■復興応援マルシェ

■東京都PRブース

■ワークショップ

■東京野菜宝船

■丸の内エリアレストランとの連動展開（東京産食材使用メニューフェア）

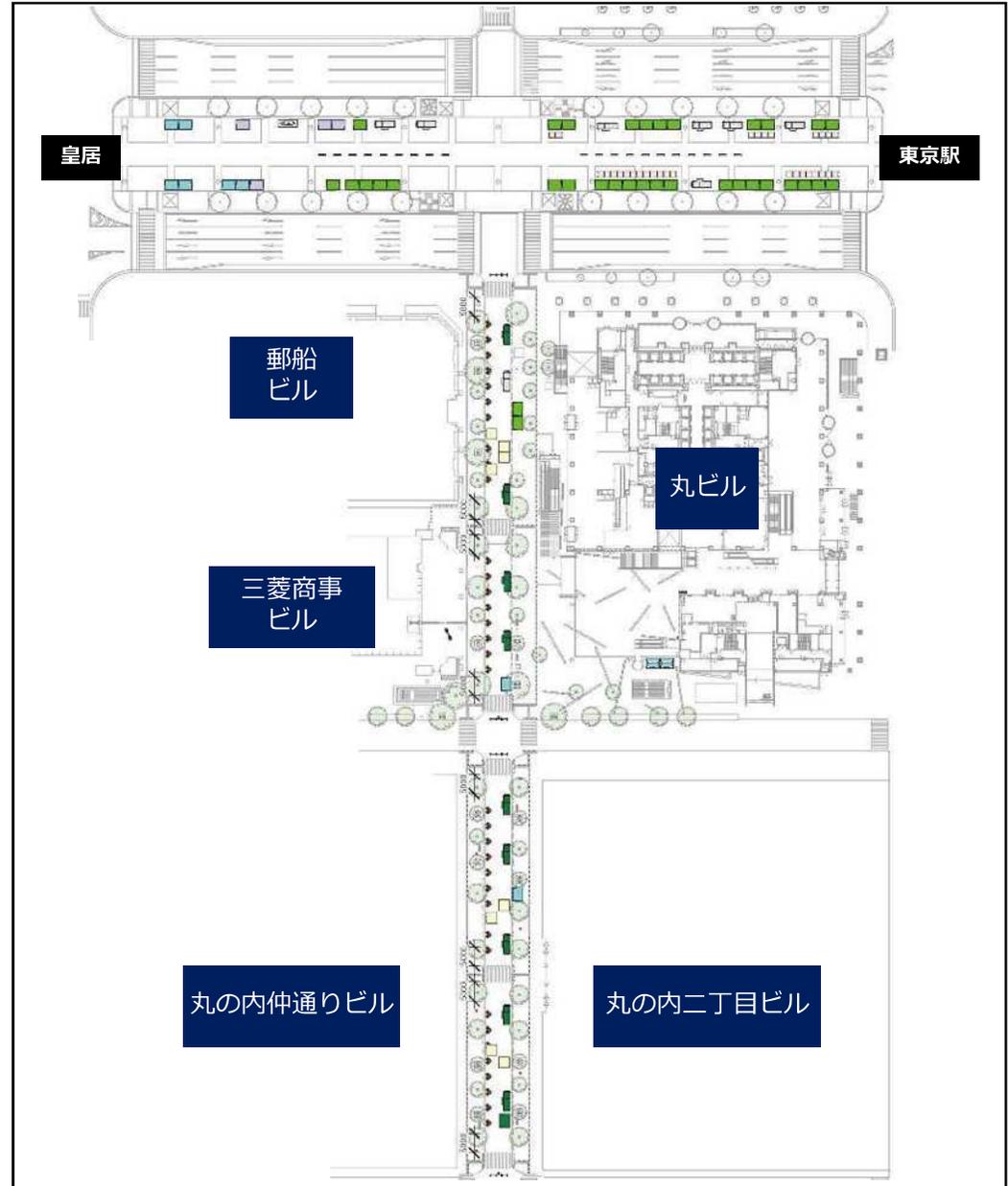
■デジタルクイズスタンプラリー

■来場者アンケートの実施

会場アクセス： JR 有楽町駅より徒歩1分／東京駅より徒歩5分（京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡）

地下鉄	有楽町線	「有楽町」	(B1F地下コンコースにて連絡)
	日比谷線	「銀座」より徒歩5分	／ 「日比谷」より徒歩5分
	千代田線	「二重橋前」より徒歩5分	／ 「日比谷」より徒歩7分
	丸ノ内線	「銀座」	より徒歩5分
	銀座線	「銀座」より徒歩7分	／ 「京橋」より徒歩7分
	三田線	「日比谷」	より徒歩5分

2 丸の内エリア全体



※図面は暫定レイアウト/テナント・キッチンカー位置、出店社位置が変更となる可能性があります。

東京やさい宝船

行幸通りに東京産農産物のオブジェを展開します。

東京やさい宝船



JA東京青壮年組織協議会様にご協力いただき、農産物を使用した“宝船”オブジェを制作・設置。フォトスポットとして活用します。

展示後、その場で解体し、使用した野菜はフードバンクに寄付します。

TASTE of TOKYO メディアセッション

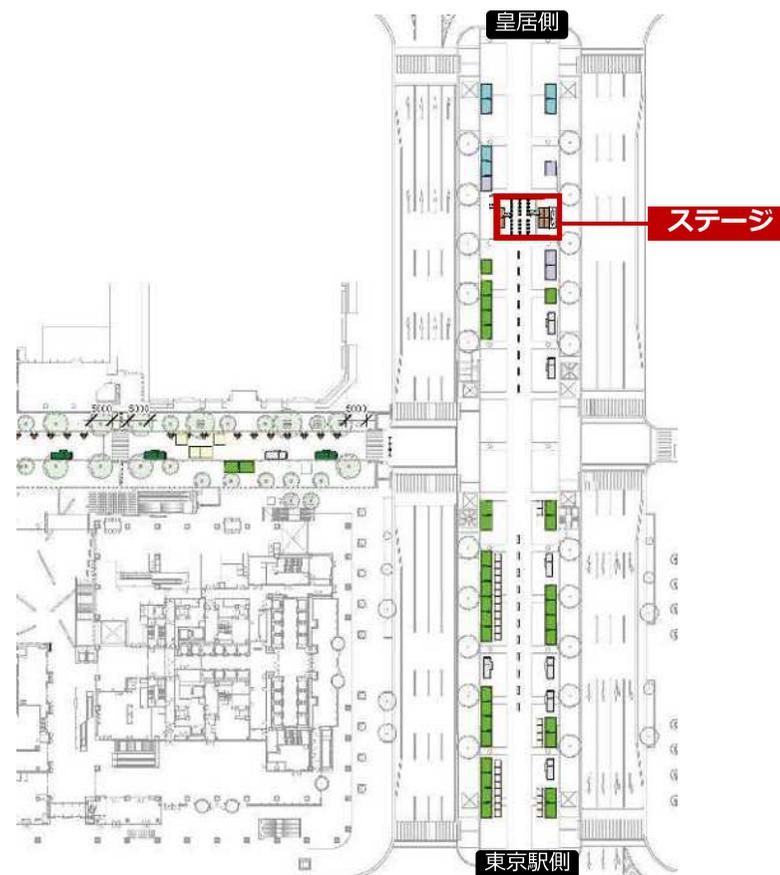
初日マスコミ向けメディアセッションを東京野菜宝船を背景にしたステージで行い、
パブリシティの獲得とメディアを通じてイベントの情報拡散を狙います

実施日時：2024年10月25日(金) 開場後

実施場所：行幸通りステージ（予定/ステージ位置変更の可能性あり）

出演者：東京観光大使、ミズとうきょう農業、
ミズとうきょう林業、
ミスターとうきょう漁業
MC 等

実施内容：
・トークセッション
・フォトセッション
・キッチンカー料理試食 等



スタンプラリー (デジタル)

丸の内、有楽町、日比谷、豊洲会場にQRコードを掲載したチェックポイントパネルを設置（計10ヶ所程度）し、各会場の回遊を促進させます。

丸の内・有楽町・日比谷・豊洲 会場

各会場のQRコードを読み取りクイズに回答し
スタンプを集める

QRコードを読み取るとWEBページ上の
スタンプ台紙にスタンプが反映される

一定数以上のスタンプ（仮）を集めると
WEBページ上の特典ページへの遷移ボタンが
アクティブに変更

ボタンから次に進み、景品引換えページを表示させる



丸の内エリア/豊洲エリアの景品交換所

景品引換えページを景品引換所のスタッフに見せる
→抽選に参加後、抽選結果に応じた賞品をプレゼント。

景品交換所：丸の内、豊洲の2箇所

全スタンプ達成景品

TASTE of TOKYO賞

1等 } 強く全箇所回遊を促進するような
残念賞 } インセンティブを1等景品として検討

スタンプ3つ達成景品

味フェス賞

A賞 } 各会場から協力いただいたアイテムを景品
B賞 } として使用

C賞 } 必ず、全員プレゼント
TASTE of TOKYO オリジナル エコバッグ

お客さまが、景品を受け取り済みにするボタンをタップ
※スタッフがその画面を見て確認（複数取得防止）

TASTE of TOKYO 東京味わいフェスタ2024 for Restaurant

エリアの特性を活かし、エリアレストラン店舗と連携した東京産食材メニューフェアを展開

実施日時：2024年10月上旬～ 11月上旬（予定）

実施場所：丸ビル／新丸ビル／iiyo!!／oazo／ブリックスクエア／丸の内二丁目ビル／TOKIA、各ビルの飲食テナントの内、
参加可能な店舗

東京産食材を使用した
定番人気メニューや特別メニュー
を丸の内の飲食店舗で提供



公式WEB

店舗名・メニュー名&情報・
メニュー画像・使用している
東京産食材をTASTE of TOKYO
公式WEBで紹介

[TASTE of TOKYO→実施店舗へ](#)



店頭

店舗店頭に
メニューパネル設置
TASTE of TOKYO開催情
報も告知

[店頭→TASTE of TOKYOへ](#)



店舗

イベントメニューをお買
い上げされたお客様に
イベント会場へ誘客を促
進する特典を配布
（予定）

[店舗→TASTE of TOKYOへ](#)

イベント会場

スタンプラリー（デジ
タル）の景品として、レス
トラン店舗へ誘客を促
進する特典を配布（予定）

[TASTE of TOKYO→実施店舗へ](#)

告知物展開

フライヤー

A4・両面

納品想定

8月初旬

※校了、7月中旬想定

ポスター

A1/B1

納品想定

10月上旬

※校了、9月中旬想定

WEB

スマホサイト/ PCサイト

公開想定

ティザーページ（概要）公開：8月初旬

フル情報LP公開：10月上旬

SNS

公式X

公式Instagram

公式Facebook

イベントWEBページは二段階で公開します。

ティザーページ
(概要)

公開想定

ティザーページ (概要) 公開 : 8月初旬

フル情報LP

公開想定

フルLP公開 : 10月上旬

- ・フライヤーと同様の各開催場所の
出店内容、コンテンツ詳細を掲載。
 - ・SNS埋め込み
-

TASTE of TOKYO 公式SNS



Instagram

既存アカウントを使用
@tokyoajifes



X

既存アカウントを使用
@tokyoajifes



facebook.

既存アカウントを使用
<https://www.facebook.com/tokyoajifes>

8月初旬

開催告知記事を投稿

8月～9月末

7月後半に撮影するWEBページ用写真と料理紹介内容
及び提供されたWEB用素材を再編集し、各投稿記事を作成。
※WEBページは、8月末からページコーディング開始予定

10月上旬～

詳細プレス発表後、具体各投稿記事を順次投稿
※最低1日1投稿～



**東京味わいフェスタ2024
有楽町エリア（東京国際フォーラム会場）
企画書（案）**

2024年7月9日

有楽町エリア概要

2

- タイトル 東京味わいフェスタ2024 (TASTE of TOKYO) 〈有楽町エリア〉
東京の農業の魅力と日本各地の名産品に出会えるエリア
- 目的 ①東京産の食材を使い、生産者や飲食店等が「農」や「食」の多彩な魅力を発信
②SDGs（環境配慮）の取組を発信
- 日程 2024年10月25日(金)・26日(土)・27日(日)
25日(金)・26日(土) 11～20時
27日(日) 11～17時 ※雨天決行（荒天中止）
- 会場 東京国際フォーラム 地上広場（屋外）
- 全体構成
 1. キッチンカーでの東京産食材を使用したメニュー販売
 2. テントでのアルコール飲料等販売
 3. 「東京都農業祭」との連携
 4. 館内一部店舗での東京産食材を使用したメニュー販売



1. キッチンカーでの東京産食材を使用したメニューの調理販売 (10~12台程度を想定)

ホッピングができるように、少量ポーションメニュー（ごはん抜き等）
の導入などを検討

東京産食材については、各店舗が独自で仕入れ



2. テントでのアルコール飲料等の販売 (2店舗程度)

- ・日本酒
- ・ビール
- ・東京島しょ部の特産品



3. 「東京都農業祭（主催：東京都農業協同組合中央会（JA東京中央会））」との連携

10月25日（金）・26日（土）に東京国際フォーラムホールE2で開催される

「第53回東京都農業祭」との連携

- ・東京都産農産物の展示“東京やさい畑”、収穫体験等
- ・「EDO SPECIAL」の展開（キッチンカー1台+テント2張）
→江戸東京野菜を使った料理コンテスト入賞作品(料理、加工品)の販売・
東京都産品の物産展（東京の日本酒含む）



4. 東京国際フォーラム館内一部店舗での、東京産食材を使用した特別メニューの販売（3店舗程度を想定）

5. ステージイベント（1日3プログラム×3日間を想定）

賑わいイベントとして、会場中央（屋根あり）に特設ステージを設置。

“食”にからめたプログラムを展開





『東京味わいフェスタ2024（TASTE of TOKYO）』
日比谷エリアの企画書（案）

2024. TASTE of TOKYO AJWAI FESTA @Hibiya

2024年7月9日

Tokyo food culture 'activate your curiosity'

-大人の好奇心をくすぐる「東京の食文化」を巡る旅

数々の劇場が芸術を育み、昭和初期から東京の文化の中心となっている日比谷で、そこに集う大人たちの好奇心を刺激するフードイベントをテーマに、パフォーマンス、ワークショップ、食体験を通じて東京産食材への認知を拡げます

実施場所：日比谷仲通り、他

① 東京の食文化を探求する 発酵ツーリズム TOKYO

発酵食材をフックに東京産食材の魅力を掘り起こす

東京で今も作られる発酵食品にフォーカスし、その背景を紐解くオリジナル展示と、その場で気に入った食品を購入できるミュージアム型イベントを展開。

② トークイベント:東京発酵トーク

東京の食・発酵シーンをトークする

生産者から、食材を扱うシェフまでプロならではの裏話と共に、東京の発酵食品、東京ならではの食材・食文化について語るトークショーを展開。

③ 東京産食材キッチンカー・マルシェの出店

ライブ感あるキッチンカーを展開

目で耳で鼻で、出来立てを感じさせるライブ感のあるレストランキッチンカーをブッキング。東京産食材と期間限定でコラボ展開。

④ エリア内レストランとの連携

街中が東京食材のフードホールに

東京産食材、発酵食品をより複雑にマリアージュしたメニューを周辺レストランコラボにより展開。東京産食材の深い魅力を発信。

●開催概要**発酵ツーリズムTOKYO（案）について**

東京の食の豊かさを、関心の高まり続けている発酵食品をフックとして表現するコンテンツです。

地域の食文化を新たな視点で掘り起こします。

※東京産野菜等の青果物は地上日比谷仲通りのマルシェにて販売します。

●実施日時（予定）：2023年10月25日(金)～27日(日)

11:00～18:00

●参加方法：自由参加

- 内容：
- ①展示コーナー：発酵食品生産者や、発酵食材の背景を学ぶゾーン
 - ②販売コーナー：発酵食品店の出張販売コーナー
 - ③試食コーナー：上記一角に設置

●予定商品：醤油、味噌、酢、納豆、甘酒、あおちゅう、ラム、チーズ、ヨーグルト 他

日比谷仲通りに東京産食材使用のキッチンカー&マルシェストリートを企画。

●Outline

- 実施場所：仲通り中央エリア
(キッチンカー4台、マルシェ2店程度※予定)
- 実施日時：2024年10月25日(金)～27日(日)3日間
11時00分～20時00分(予定)
※完売次第終了
- 想定食数：各店舗により異なる
(供給可能数：50-100食/1店)
- 内容：都内で活躍するキッチンカー及びキッチンカー
対応が可能なレストランとともに、東京産
食材のアピールを念頭に置いたスペシャル
メニューを開発し、イベント期間限定で提供
します。

POINT 使用食材の表示およびお客様への紹介

●サインについて：

イベント全体の食材使用ロゴの掲出および、日比谷
会場オリジナルの看板で積極的に紹介
一部キッチンカーでは食材そのものも展示

POINT 日比谷の街並みにあったキッチンカーの選定

- テーマがあり佇まいがしっかりとした、日比谷の
街並みにマッチした車両(トレーラータイプ含む)を
手配



東京味わいフェスタ 2024 (TASTE of TOKYO)

豊洲エリア 企画書 (案)

2024年7月9日

24年度の豊洲エリアが目指すこと

●「豊市」開催目的

東京産の農林水産物やこれを用いた料理、伝統文化など、東京の多彩な魅力を国内外に発信。また、またそれらを通じて街全体の賑わいの創出を目的にイベントを開催。豊洲エリアでは、「豊市ー東京の豊かな農林水産を豊洲で体験ー」をテーマに東京の農林水産業のPRおよび東京の豊かな農林水産物の魅力を、多角的に紹介。豊洲および周辺エリアの賑わいを創出する。



豊市への「集客」と「体験」を更なる強化、
東京都の農林水産の理解醸成と共に豊洲エリア全体の賑わいを活性化させます。

集客 / より多くの方に豊市に会場いただけるための来場誘致の強化を図る。

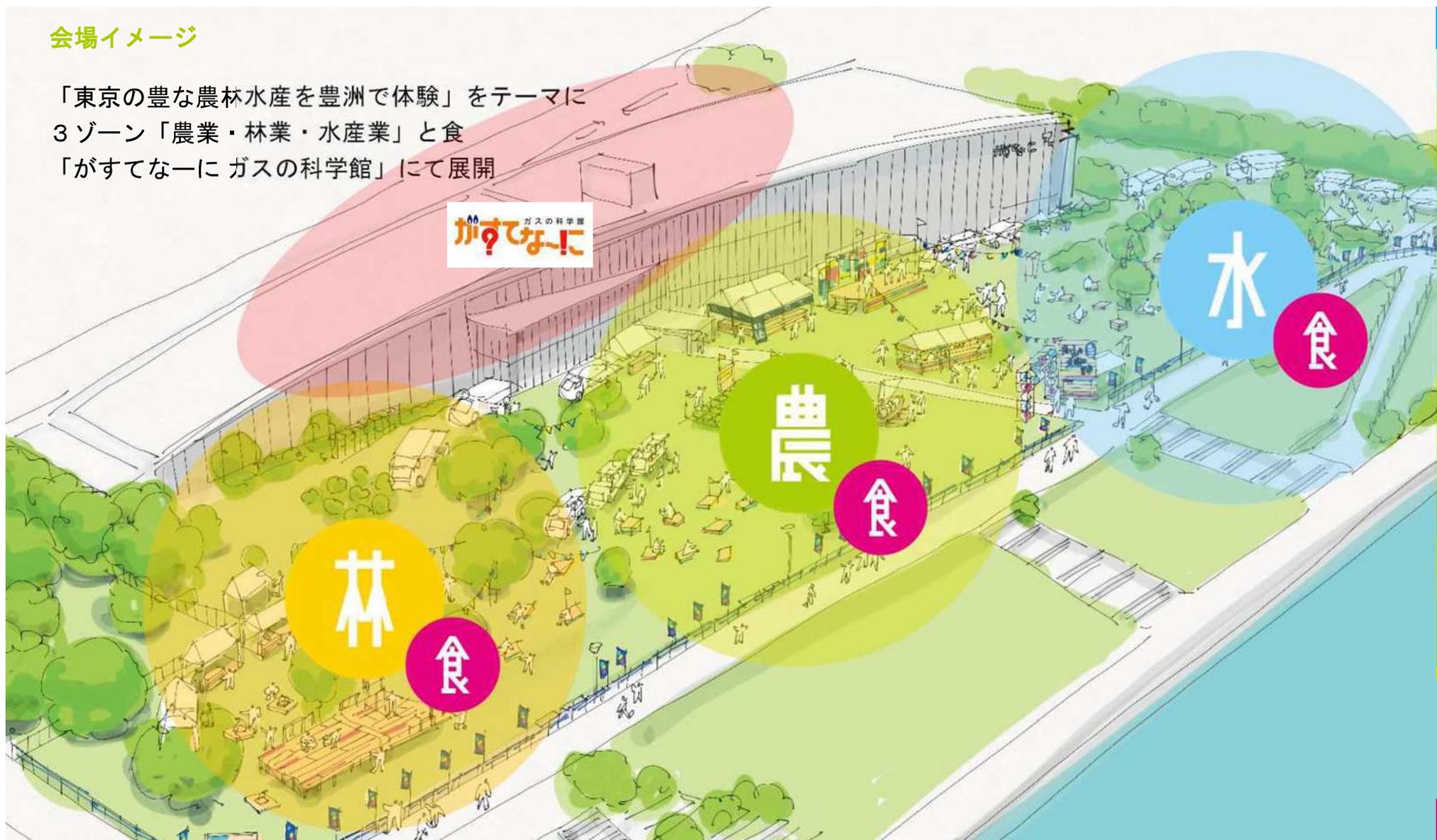
- ・ 会場の導線と装飾を強化
- ・ エリア連携の強化
- ・ 他会場連携
- ・ 集客に期するコンテンツ

体験 / より東京都の農林水産の理解を深めていただくための体験コンテンツの強化を図る。

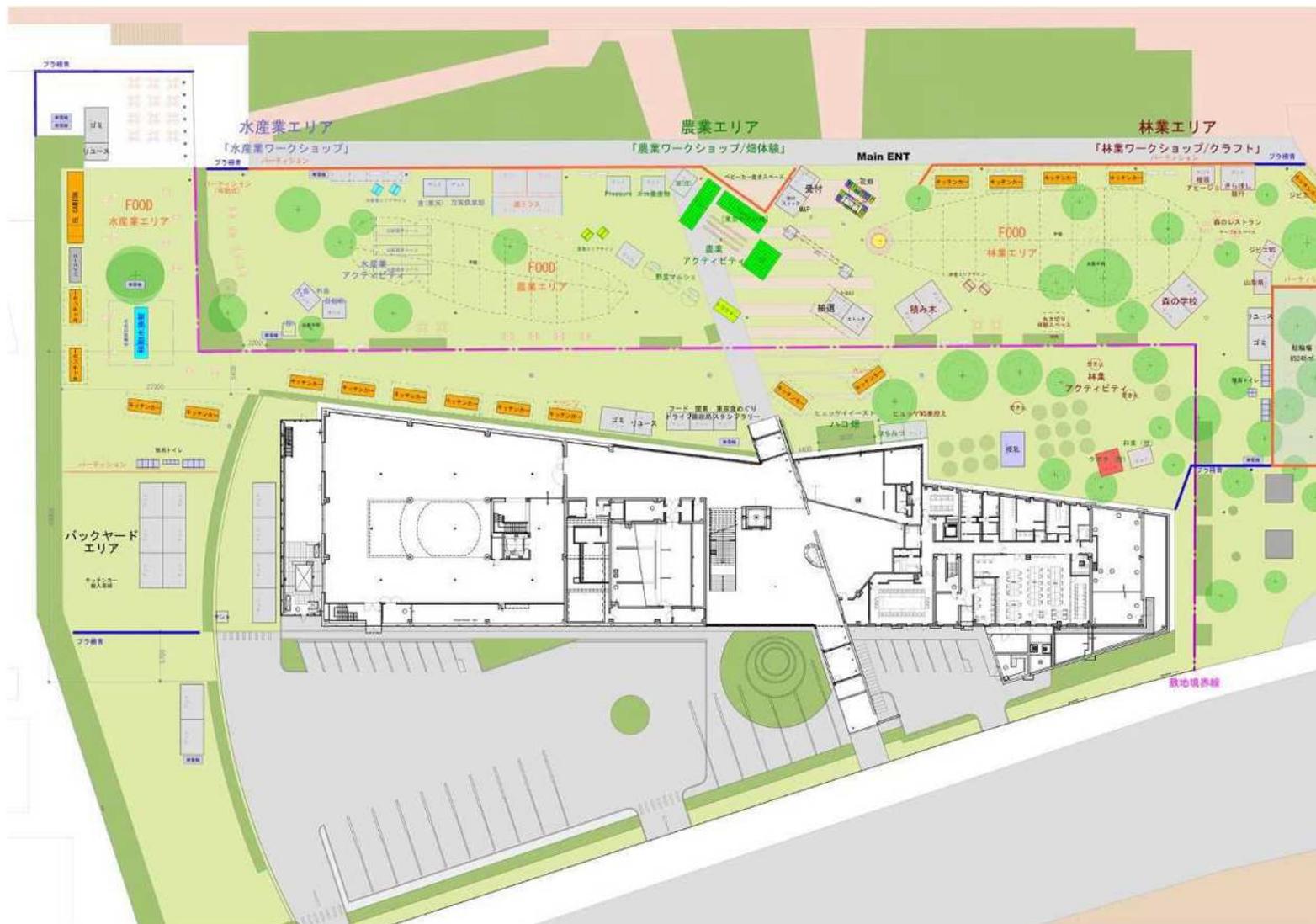
- ・ 農業 : 東京の花・野菜の体験型コンテンツ・ワークショップの追加
- ・ 林業 : 東京の林業の体験型コンテンツ・ワークショップの追加
- ・ 水産業 : 東京の水産の食体験や学び（体験型コンテンツ・ワークショップ）の機会を強化
- ・ 食 : キッチンカーやマルシェでの東京産食材の告知強化。東京産食材を使用した提供メニューの強化改善。
東京産の食材とドリンクのペアリング強化、東京産ビーガンメニューの提供（インバウンド対策）

会場イメージ

「東京の豊かな農林水産を豊洲で体験」をテーマに
3ゾーン「農業・林業・水産業」と食
「がすてなーに ガスの科学館」にて展開



参考 平面図 (2023 使用区画)





農業エリア

東京の新鮮で安全・安心な農産物や特産品、東京で営まれている最先端農業の魅力を遊んで学ぶ、東京農業体験ゾーン。農業に触れる、味わう、持ち帰る。東京の農業を楽しむエリアとする。

<実施イメージ（写真は2023年度実施内容）>

[体験] 農業体験農園



[ワークショップ] 畑のワークショップ／フォトスポット



[展示] トラクター



[物販] 東京産野菜マルシェ





林業エリア

東京は、自然に恵まれた世界でも有数の大都市。その多くは多摩地域と東京の島々に広がっている。その緑豊かな東京・多摩の森の恵みを五感で楽しむ体感型プログラムを実施。林業のめぐみが生み出した食も味わう。

<実施イメージ（写真は2023年度実施内容）>

[ワークショップ] 森の学校・工作



[体験] 丸太切り体験



[食・ワークショップ] ジビエ



[あそび場] つみ木ひろば



水 水産業エリア

東京は「島しょ漁業」「内湾漁業」「内水面漁業」と主に3つの漁場を抱える“お魚天国エリア”である。知られざる東京の水産業を見て、食べて、遊んで、学ぶエリアを展開する。

<実施イメージ（写真は2023年度実施内容）>

【展示】 移動水族館



【物販】 食品販売



【食】 東京産水産のキッチンカーやマルシェテント



【ワークショップ】 東京産の貝殻や東京の海をテーマにしたワークショップ





ピクニックエリア

豊洲の開放的な空間「ピクニックひろば」で東京産の味覚を満喫。東京産の食材を使ったキッチンカーや店舗販売、東京産のお酒が楽しめる内容を展開する。

<実施イメージ（写真は2023年度実施内容）>

【東京産の食材】キッチンカー



東京産のクラフトビール



東京産の酒



ピクニック広場



エコや環境配慮の視点、火育（調理体験）を通じて東京産食材の魅力を学び
・体験するコンテンツを実施。

<実施イメージ（写真は2023年度実施内容）>

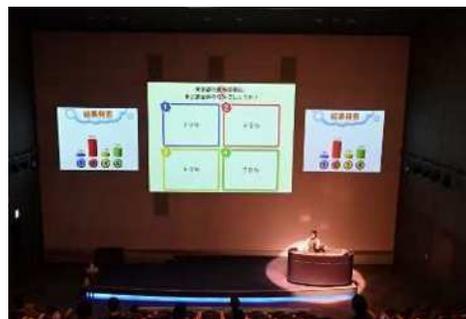
[体験]東京産食材を使った料理教室



展示周遊ラリー



東京の農林水産クイズ大会



東京味わいフェスタ2024予算

東京味わいフェスタ2024実施に伴う予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内 容	金額 (円)	備 考
負担金収入	東京都負担金	241,250,000	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	15,700,000	
雑収入	その他収入 (協力金)	1,000,000	
計		257,950,000	

(支出の部)

大科目	中科目	金額 (円)	備 考
事業運営費	委託料	256,750,000	イベント開催、実施運営等に係る経費
	雑支出	1,000,000	屋外広告物許可手数料、道路使用許可手数料、公園占有料等に係る経費
事務局運営費	会議費	20,000	委員会の開催に係る経費
	消耗品費	20,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	60,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	100,000	その他の支出
計		257,950,000	

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会事務規程

(目 的)

第1条 この規程は、東京味わいフェスタ 2024 実行委員会（以下「委員会」という。）の事務の能率的運営と、その責任の明確化を図るため、必要な事項を定める。

(事案の決定)

第2条 事案の決定は、委員会の会議で議決すべきものを除くほか、その重要度に応じ、別表1に定める者が行うものとする。

2 事案を決定する者（以下「決定権者」という。）が不在で、当該事案について至急に決定を行う必要があるときは決定権者があらかじめ指定した者が決定する。

(事案の決定方式)

第3条 事案の決定は、決定事項を記載した文書（以下「起案文書」という。）に当該事案の決定権者が署名し、又は押印する方式により行うものとする。

2 前項の起案文書は、当該事案の決定権者が、原則として起案用紙（別記様式第1号）により自ら作成し、又は事務局職員のうちから起案者を指定し、その者に必要な指示を与えて作成させるものとする。

(文書の取り扱い)

第4条 文書は正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が能率的かつ適正に行われるように処理及び管理しなければならない。

(文書主任の設置及び職務)

第5条 事務局に文書主任を置き、東京都産業労働局農林水産部調整課統括課長代理（管理担当）の職をもってこれに充てる。

2 文書主任は、事務局長の命を受け、次の職務に従事する。

- (1) 文書の収受、配付及び発送に関すること。
- (2) 文書の審査に関すること。
- (3) 文書の整理、保管、保存、引き継ぎ及び廃棄に関すること。
- (4) その他文書事務に関し必要なこと。

(簿 冊)

第6条 文書の管理は文書番号簿(別記様式第2号)に記載して行わなければならない。

(文書の記号と番号)

第7条 委員会が収発する文書には、「味実委」の記号を付し、一連の番号を記載しなければならない。

(文書の浄書及び発送)

第8条 浄書した文書は、起案文書と照合の上、第9条に定めるところにより印章を押印し、発送を要するものは、その手続をしなければならない。

2 浄書、照合、印章を押印、発送をした者は、起案文書のそれぞれの欄に押印しなければならない。

(文書の整理及び保存)

第9条 文書は、常に整然と分類して整理し、完結・未完結の区分を明らかにし、必要に応じて利用できるようにしておくとともに、別表1に定める保存期間の間保管しておかななければならない。

2 実行委員会の解散後も保存期間が残存する場合は、産業労働局農林水産部調整課が保存期間を引き継ぐものとする。

(印章の名称、寸法、ひな型等)

第10条 委員会の事務局に、「東京味わいフェスタ実行委員会委員長之印」を置く。

2 印章の書体、ひな型及び寸法は別表2のとおりとする。

(印章の管理)

第11条 印章の管理は、事務局長が行い、印章に関する事務をつかさどる。

2 事務局長は、文書主任に印章に関する事務を処理させることができる。

(印章の使用)

第12条 印章の押印を求めようとする者は、印章使用簿(別記様式第3号)に必要な事項を記入し、押印しようとする文書に決定済みの起案文書を添え、文書主任の照合を受けなければならない。

(印章の事前押印)

第13条 定例的かつ定型的な文書等で、印章管理者が適当と認めたときは、前条の規

定にかかわらず、同条の照合を行う前に当該文書等に印章を押印すること（以下「事前押印」という。）ができる。

- 2 文書主任は事前押印を求めようとするときは、あらかじめ印章事前押印・刷り込み申請書兼文書等処理簿（別記様式第4号）を印章管理者に提出しなければならない。
- 3 文書主任は別記様式第4号により、事前押印した文書等を適切に処理しなければならない。

（印章の印影の刷り込み）

第14条 定例的かつ定型的な文書等で一時に多数印刷する文書等のうち、印章管理者が適当と認めたときは、その印章の印影を当該文書等に刷り込むことにより印章の押印に代えることができる。

（情報公開）

第15条 実行委員会の情報公開の取扱いについては、東京都の例による。

（補 則）

第16条 この規程に定めのない委員会の事務処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この規程は令和6年 月 日から施行する。

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会財務規程

(目的)

第1条 この規程は、東京味わいフェスタ 2024 実行委員会（以下「委員会」という。）の財務及び会計についての基本的な事項を定めることにより、委員会の事業の能率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

(財務管理の基本)

第2条 委員会の財務は、法令、委員会事務規程及び本規程及びその他委員会により定める規程による。

(会計期間)

第3条 委員会の会計期間は、委員会の設置の日から委員会の解散の日までとする。

(会計責任者)

第4条 委員会の会計責任者は、委員長とする。

2 委員長は、出納に関する事務を事務局長に処理させる。

(科目)

第5条 委員会の勘定科目は、別表により処理するものとする。

(予算編成及び執行の原則)

第6条 予算は、事業計画に従い当該会計年度に見込まれるすべての収入及び支出内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算は、最小の経費をもって最大の効果をあげるよう編成し、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

(予算案の作成)

第7条 委員長は、会計期間開始前に事業計画及びそれに基づく予算案を作成し、委員会の会議に提出するものとする。

(予算の執行)

第8条 事務局長は、当該目的及び区分に従って、予算を執行しなければならない。

- 2 予算の支出は、大科目に定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。ただし、予算執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合において、事務局長はその事由を付し委員長の承認を受けなければならない。

(指定金融機関)

第9条 委員会の預金口座を設ける金融機関（以下「指定金融機関」という。）の指定及びその変更は、事務局長が行う。

(金銭の出納)

第10条 事務局に金銭出納員を置き、東京都産業労働局農林水産部調整課統括課長代理（管理担当）の職にあるものをもって充てる。

- 2 事務局長は、金銭の出納に関する事務を金銭出納員に委任する。
- 3 金銭出納員は、金銭の出納に当たり、証票類を審査し、出納の内容及び経過を明らかにした文書、その他の関係書類を添付し、事務局長の審査を受けなければならない。

(収納手続)

第11条 事務局長は、収納金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。ただし、口頭その他の方法により納入の通知をする場合はこの限りではない。

- 2 金銭を収納した場合は、原則として領収書を相手方に交付しなければならない。
- 3 収納金は、指定金融機関に預金するものとし、直接これを支払資金に充ててはならない。

(支出手続)

第12条 事務局長は、支出を行おうとするときは、支出科目、支払金額及び支出の内容が適切であるかを調査して、債権者からの請求書の内容を確認の上、行わなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 請求書を徴収しがたい場合
 - (2) その他事務局長が請求書を徴する必要がないと認めた場合
- 2 前項の規定により、支出を行った場合は、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、領収証書を徴することが困難な支払いについては、事務局長の支払証明書その他支払の確認ができる書類によって領収証書に代えることができる。

(立替払)

第 13 条 事業の運営上、立替払により支払いを行う必要がある場合においては、事務局長は領収証書その他支払の確認ができる書類を確認の上、立替払をした者に対し支出することができる。

(仮払)

第 14 条 契約上又は事業の運営上、資金の前渡又は概算により支払を行う必要がある場合においては、仮払により行うことができる。

(契約方法)

第 15 条 実行委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。

(1) 競争入札による方式

(2) 企画提案方式

(3) 前 2 号以外で競争性を確保した方法

2 前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。

(入札参加者の指名)

第 16 条 実行委員会は、一定の価額以上となる契約に係る競争入札の参加者等を指名しようとする場合は、その案をあらかじめ業者等選定委員会に付議するものとする。

2 前項の予定金額並びに業者等選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

(随意契約)

第 17 条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第 15 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(2) 競争入札に付することができないとき。

(3) 予定価格が 100 万円未満の売買契約その他の契約をするとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号により特定の 1 者と契約を締結する場合、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第 3 号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価

格が 50 万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

(契約書の作成等)

第 18 条 事務局長は、契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約事項及び履行期限その他必要な事項を記録した契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

(1) 電気、公衆電気通信等の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がないものであるとき。

(2) 契約金額 100 万円未満の契約

(3) 物品を売り払う場合において、買い受け人が代金を即時に支払って物品を引き受けるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で、慣行によるもの、又は、事務局長がその必要がないと認めたものであるとき。

3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。

(検 査)

第 19 条 事務局長は、請負契約、物件の買入又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、あらかじめ職員を指名し、必要な検査をさせなければならない。

(決算資料の作成等)

第 20 条 委員長は会計期間終了後、収支計算書及び事業報告書を速やかに作成し、委員会の会議に提出し、承認を得ることとする。

(現金出納簿)

第 21 条 事務局長は、委員会の適性な財務管理を図るため、現金出納簿(別記様式第 1 号)を備え整理しなければならない。

(補 則)

第 22 条 この規程に定めのない委員会の会計処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から適用する。

別表

(収入の部)

大科目	内容
負担金収入	東京都からの負担金収入
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金収入
雑収入	その他の収入

(支出の部)

大科目	中科目	内容
事業運営費	委託料	会場の設営、装飾等及び事業運営に係る委託経費
	雑支出	その他の支出
事務局運営費	会議費	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	事務運営に係る消耗品の経費
	役務費	振込み手数料、保険料、その他の経費
	雑支出	その他の支出

東京味わいフェスタ 2024 実行委員会業者等選定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 東京味わいフェスタ 2024 実行委員会（以下「実行委員会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な実行委員会運営に資するため、東京味わいフェスタ 2024 実行委員会業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 一件予定価格 160 万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事
- (2) 一件予定価格 100 万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事
- (3) 一件予定価格 100 万円以上の委託契約に係る業者の選定に関する事
- (4) 一件予定価格 80 万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事
- (5) 前各号を除き、一件予定価格 50 万円以上の特定業者の選定に関する事
- (6) 前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関する事

(構 成)

第3条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都産業労働局農林水産部長

委 員 同局農林水産部調整課長

同局農林水産部調整課課長代理（計画調整担当）

- 2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

(選定委員会の運営)

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出

席させ、議事に加わらせることができる。

(招 集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、産業労働局の設置する指名業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶 務)

第8条 選定委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は令和6年 月 日から施行する。